

四日市市再開発住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月5日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第34号

四日市市再開発住宅条例の一部を改正する条例

四日市市再開発住宅条例（平成6年四日市市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(収入に関する決定)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前2項に規定する報告又は調査に基づき、各入居者の収入（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の規定に準じて算出した額をいう。）が、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額（以下「収入基準」という。）を超過すると認めるときは、その超過額を決定し、当該入居者に通知するものとする。</p> <p>(1) 特に居住の安定を図る必要がある者として次のいずれかに該当する場合 259,000円</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</p>	<p>(収入に関する決定)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前2項に規定する報告又は調査に基づき、各入居者の収入（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の規定に準じて算出した額をいう。）が、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額（以下「収入基準」という。）を超過すると認めるときは、その超過額を決定し、当該入居者に通知するものとする。</p> <p>(1) 特に居住の安定を図る必要がある者として次のいずれかに該当する場合 259,000円</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 入居者が60歳以上の者<u>（平成18年4月1日前において50歳以上である者を含む。以下同じ。）</u>であり、かつ、同居者のい</p>

ウ (略)	ずれもが60歳以上又は18歳未 満の者である場合
(2) (略)	ウ (略)
4から6まで (略)	(2) (略)
	4から6まで (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市整備部市営住宅課)